

役 員 並 び に 評 議 員 報 酬 規 程

社会福祉法人郁々会

- 第 1 条 理事会、監事会に役員（法人理事及び監事、以下同じ）が出席した場合は、報酬として 5, 0 0 0 円を支給する。
 2 評議員会に役員並びに評議員が出席した場合は、報酬として 5, 0 0 0 円を支給する。
- 第 2 条 役員並びに評議員が法人業務のために出張する場合には、日当および旅費として 1 0, 0 0 0 円を支給する。
- 第 3 条 この規程を改定する必要がある場合には、評議員会による議決を経ることとする。

附則 この規定は平成 2 9 年 6 月 2 0 日から施行する。